

○国立天文台周辺地域土地利用整備計画検討委員会設置要綱

令和7年9月10日

施行

(目的)

第1条 国立天文台周辺地域土地利用整備計画（以下「本計画」という。）の策定に向けて、地域住民、学校関係者、学識経験者等の意見を聴きながら検討を進めるため、国立天文台周辺地域土地利用整備計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、本計画に関して、次に掲げる事項について検討し、意見を述べることができる。

- (1) 本計画の対象となる敷地の条件及び地域性等を踏まえた新施設のコンセプトや機能配置に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者から市長が委嘱する30人以内の委員で構成する。

- (1) 地域関係者 13人以内
- (2) 学校関係者 13人以内
- (3) 図書館関係者 1人
- (4) 学識経験者 1人
- (5) 市民公募委員 2人
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本計画が確定した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員長は学識経験者を

もって充て、副委員長は地域関係者及び学校関係者である委員の中からそれぞれ
1人を委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき
は、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明
又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、三鷹市国立天文台周辺地区まちづくり推進本部事務
局が所掌する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月10日から施行する。